

松山家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日時

平成16年7月2日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

(1) 委員

祖母井明，河野正憲，武田秀治，田中耕太郎，田中忠，中田幸子，南部崇徳，沼田幸雄，東俊一，日野諄二，平林茂代，別府恵子，丸山昌一，森實有紀

(2) 事務担当者

加藤事務局長，松本首席書記官，田島次席家裁調査官，越智総務課長，兵頭総務課課長補佐

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

(1) 松山家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員紹介（祖母井明，岡田円治，田中耕太郎，田中忠，南部崇徳，沼田幸雄委員）

(3) 家事事件についての説明

松本首席書記官が，当管内の家事事件の推移等，人事訴訟及び参与員制度の概要について説明

ただいまの説明に関し，質問等あれば発言いただきたい。

松山家裁の参与員の総数，男女の割合，年齢構成，経歴について説明いただきたい。また，調停委員との併任はあるか，あるとすれば，同一事件で，調停で調停委員として関与し，訴訟で参与員として関与することはあるのか。また，本年4月以降どんな事案に関与したか，その件数について説明いただきたい。

参与員の総数，男女の割合，年齢構成等については資料を持ち合わせていな

いが、調停委員との併任はある。ただ、同一の事件で、調停で調停委員として関与し、人事訴訟で参与員として関与させることについては、人訴規則第6条により、「家事調停委員として関与していない者を指定するように意を用いなければならない。」とある。家裁で審理している人事訴訟は、本年4月1日以降に提訴された事件であり、これまで参与員が関与する段階まで進んでいなかったが、来月以降に参与員が関与する予定の事件が1件ある。

訴提起から第1回期日までは、通常どれくらいかかるか。

第1回期日は、受理からほぼ1か月弱後の期日を指定している。

愛媛県女性総合センターで、昨年約2,300件相談を受けたうちの、約250件が配偶者からの暴力についてのものであった。DVの二次被害として、相談をした機関で「それくらいは我慢しなさい。」などと担当者から言われ、相談者が傷つくケースがあると聞いている。調停委員や参与員についてはそのようなことはないと思うが、今後これら相談所等との連携も図っていただきたい。

要望のあった点は、今後調停委員研修等の研修内容に取り入れたい。

参与員、調停委員について、どんなルートで、どんな人を選任しているのか。

調停委員については、家裁の選考委員会で、紛争解決に有用な専門的知識や経験を有しているか又は社会生活の上で豊富な知識を有する者であるかどうか、社会での活動状況、調停期日にどれくらい出席できるか等を審査し、調停で活躍できる人を選任している。自薦はまれで、各方面で経験のある方を推薦していただくことが多い。参与員については、調停委員との兼任者も多いが、人事訴訟事件が家裁に移管されたのを契機に、これまで以上に若い人の選任や男女の比率も考え、現在選任手続を進めている段階である。

調停委員はどのような機関又は団体から推薦されているか。

銀行協会、商工会議所、司法書士会、税理士会等の各団体に適当な人材の推薦をしていただいている。

前任の調停委員から個人的に推薦を受けて任命される者が多いのではないかと。現在そのような推薦はほとんどない。

調停委員の選考委員会は家裁に常設されているのか。また、一般人が選考委員になっているのか。

裁判所内に設置されており、裁判所職員で構成されている。

一般人が選考委員に入っていないのはまずいのではないかと。

最高裁判所においてこれら委員の選考の在り方について検討中と聞いており、それらも参考にして検討したい。

調停事件を当事者本人で進めていて、その進行方法に不満があって初めて弁護士を付けるケースが多い。弁護士がいると調停委員も遠慮しているが、いない場合、本人に強引に意見を押しつける調停委員もいると聞く。弁護士が関与していない時の状況が問題だと思う。調停委員をどのように選任して、どのような研修を行っているのか説明してもらいたい。その上で、よい人材を得る方法を検討していただきたい。

家事事件の全体の新受件数のうち、2割程度が調停事件であり、よい人材を得たいと考えているので、いろいろな御意見をいただきたい。

(4) 少年事件についての説明

田島次席調査官が、当管内における少年事件の特徴並びに触法少年事件の係属状況及びその特徴について説明

ただいまの説明に関し、質問等があれば発言いただきたい。

少年事件で試験観察になった少女を、家庭裁判所から頼まれて婦人相談所で預かったが、初めてのケースだったので気をつかった。この少女が入所中に、県内のある市から、刑事事件で服役後の女性の入所について打診があったが、少女への影響を考えて、他の対策を検討してもらった。婦人相談所は、女性を受け入れる施設であるが、試験観察という期間の重要性を考えると、もっと預けるのにふさわしい施設について家庭裁判所でも検討する必要があるのではな

いか。

家裁が少年の終局処分を決める前に、少年の様子を相当期間観察する旨の中間決定をすることがあり、これを試験観察というが、少年を家庭に帰すと家庭環境等で問題がある場合、補導委託先として婦人相談所を指定する場合もある。家庭裁判所から事前に打診する段階で御意見をいただければ、家裁としても調整したいと考えている。

(5) 当庁職員の人員についての説明

加藤事務局長が、当庁職員の現在員数について説明

ただいまの説明に関し、質問等あれば発言いただきたい。

松山家裁の家裁調査官は、ここ数年の間に増員になっているか。

ほぼ変動はない。

成年後見事件の調査に6月以上かかる事件もあると聞くが、どの程度の審理期間を要しているのか、知らせてほしい。

調査して回答したい。

家裁調査官、裁判所書記官に任用されるには、法学部出身者であることが必要か。

家裁調査官は、大学で心理学、社会学、社会福祉学、教育学、法学を専攻した者が家裁調査官補試験を受験し、研修所での研修終了後家裁調査官に任用される。また、裁判所書記官は、大学の法学部やその他の学部、高校卒業者等で裁判所事務官として採用された者が、裁判所書記官任用試験に合格するか、研修所の入所試験に合格して、研修所での研修終了後裁判所書記官に任用される。

(6) 家事調停手続の説明

田島次席調査官が家事調停手続の概要を説明。

(7) 家事調停説明ビデオ上映

5 次回のテーマ

次回の議事の予定は、先ず、少年事件についての説明をさせて頂き、その他

の議題としては、「調停委員・参与員の推薦依頼について」としてよろしいか。

了承

6 次回の期日等

後日事務局が調整することによろしいか。

了承

(以上)